



10月1日、第102代首相に石破茂自民党総裁が選出されました。経団連からは、成長と分配の好循環を通じたデフレからの完全脱却とともに、エネルギー政策の推進や将来不安の払拭に向けた全世代型社会保障制度の構築などしっかり取り組んでもらいたいとのコメントがなされ、今後の政権運営に期待が伺えます。

皆様はどのようなことを期待されますか？

最新情報（2024年9月1日～2024年9月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2024年 9月17日	改正	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2024年9月11日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 2024年6月7日に改正投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「LPS法」という。）が公布され、LPS法第8条第2項において、監査意見の対象について、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限ることとされました。本改正は、これを受けて本実務指針の見直しを行ったものです。	原則として改正LPS法の施行日以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用（ただし、同日以後終了する事業年度又は会計期間に係る監査から適用することを妨げない）されます
2024年 9月17日	公開草案	「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の見直しについて」の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を募集	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を募集	2024年10月18日まで意見募集

		<p>査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について</p>	<p>を求めることといたしました。</p> <p>投資信託の基準価額の算出について、投資信託委託会社及び信託会社等との間で基準価額の照合を日次で行う実務(二者計算)が業界の中で長く浸透しておりましたが、投資信託協会において、「運用と計算の分離」を図り、基準価額の算出を信託会社等のみで行う実務(一者計算)への移行を促すための検討が行われ、2024年6月7日に投資信託協会より、「投資信託の基準価額の受託者一者計算を行う際の考え方」が公表され、投資信託の基準価額の一者計算を行う場合において、投資家及び受益者保護の観点から留意すべき事項が取りまとめられました。本改正は、上記を受けて、投資信託の基準価額の一者計算を行う場合における監査上の留意事項を追加するために見直しを行ったものです。</p>	
--	--	-------------------------------------	--	--

2. IFRS 関係 (会計制度委員会)

特になし

3. 学校法人会計 (学校法人委員会)

特になし

4. 非営利・公会計 (非営利法人委員会、公会計委員会)

特になし

5. IT 関係 (テクノロジー委員会)

特になし

6. その他 (会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 9月13日	改正	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の公表に伴う実務指針等の改正及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について	<p>実務指針等の主な改正内容等は、以下のとおりです。</p> <p>(1) ASBJ からの改正依頼による主な改正</p> <p>① 用語の変更</p> <p>以下の用語を変更後のとおり改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リース取引 ⇒ (変更後) リース ● リース資産 ⇒ (変更後) 使用権資産 ● リース債務 ⇒ (変更後) リース負債 <p>② 借手の会計処理</p> <p>借手のリースの費用配分の方法について、IFRS 第16号と</p>	—

			<p>同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルにしました。</p> <p>(2) ASBJ からの改正依頼によらない当協会独自の主な改正</p> <p>① 業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「2. リース業における負債の包括ヘッジの取扱い」は、ヘッジ取引のうち 2000 年 4 月 1 日以後開始する最初の事業年度末までに行ったヘッジ取引契約（ただし、最長契約期間 10 年以内のものに限る。）を適用の対象としており、既にその役割を終えているため削除しました。 • 当文書の名称を「業種別監査委員会報告第 19 号」から「業種別委員会実務指針第 19 号」に変更しました。 <p>② 会計制度委員会研究報告第 12 号「臨時計算書類の作成基準について」、業種別委員会実務指針第 53 号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」、同実務指針第 65 号「投資法人における監査上の取扱い」及び監査・保証実務委員会実務指針第 90 号「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q&A」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」及び保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表）に伴う適合修正を行いました。 <p>(3) 公開草案からの主な変更点</p> <p>実務指針等の見直し及び検討に当たっては、2023 年 5 月 2 日から 2023 年 8 月 4 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。</p> <p>このほか、『移管指針「移管指針の適用」等の公表』（2024 年 7 月 1 日付け ASBJ 公表）に伴う適合修正、及び現行の関連法令等との整合性を図る字句修正を追加で行いました。</p>	
--	--	--	--	--

			<p>また、監査・保証実務委員会実務指針第90号「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」のQ21及びQ23において、公開草案のコメント期間後のASBJに寄せられた公開草案に対するコメントへの対応等に伴い、ASBJより追加の改正依頼が寄せられたため、修正を行いました。</p>	
--	--	--	---	--

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

2024年10月1日付けで、日本公認会計士協会会長声明として、「上場会社等監査人登録制度に係る対応について」が公表されました。

2024年9月30日でみなし登録上場会社等監査人の登録申請期限が終了し、10月1日時点で上場会社等監査人登録審査会において登録の審査が完了して上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所は112事務所となりました。

これらの監査事務所は、上場会社の開示情報の信頼性を確保し、我が国資本市場の発展に寄与すべく、上場会社の監査を公正かつ的確に遂行するための品質管理体制の整備をした監査事務所となります。

弊監査法人も上場会社等監査人として、改めてステークホルダーの皆様の期待に応え、求められる品質管理の水準の変化へも柔軟に対応し、資本市場の一翼を担える事務所であり続けたいと願います。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703